

学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）について
【幼保連携型認定こども園】 Q & A

Q 1. 幼保連携型認定こども園の定義を教えてください。

A 1. 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年6月15日法律第77号）第二条第七項に規定する「幼保連携型認定こども園」をいいます。

Q 2. 幼稚園が「認定こども園」として認可されている場合は、どのように報告したらよいか。

A 2. 幼稚園が「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年6月15日法律第77号）第二条第六項に規定された同法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設である「認定こども園」の場合は、「幼保連携型認定こども園」ではないため、「幼稚園」として報告してください。

Q 3. 幼保連携型認定こども園の実態を都道府県で全て把握していない場合はどうするのか。

A 3. 域内の指定都市や中核市等の関係部局と調整していただき、御回答をお願いします。

Q 4. 調査対象機関に、「幼稚園より移行した」とあるが、保育園から移行した機関は調査対象になるのか。

A 4. 調査対象にはなりません。本調査において調査対象となっているのは、学校教育法第1条に定められた幼稚園（前年度の調査で「幼稚園」として報告しているもの）から移行したものと及び平成27年の4月以降に新規開園したものを対象としています。

Q 5. 調査対象機関に、「新規開園した」とあるが、どのような機関なのか。

A 5. 平成27年4月以前に運営実態（幼稚園、保育所として）がなく、文部科学省の調査を1度も行っていない、平成27年4月以降に初めて認可された機関をさしています。

Q 6. 幼稚園と保育所だったものが、平成27年4月より幼保連携型認定こども園として認可された施設のうち、保育所部分は調査対象範囲に含むのか。

A 6. 前回の特定調査で報告していたものと同様に保育所部分は含まず、幼稚園部分のみを調査対象範囲として報告してください。

Q 7. 全機関数はどの機関を対象にすればいいか。

A 7. 幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した機関数と、新規開園した機関数の合計を計上してください。

※幼稚園と保育所だったものが、平成27年4月より幼保連携型認定こども園として認可された機関も全て計上してください。

※保育所から移行したものは含みません。